

# 石卷市文化芸術振興基本方針

石 卷 市

平成20年4月1日

# 目 次

---

## 石巻市文化芸術振興基本方針について

- 1 はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 基本方針で取り上げる「文化芸術」とは・・・・・・・・・・・・ 2

## 基本方針について

- 1 文化芸術振興の基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 文化芸術振興の基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 基本方針の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

## 施策体系図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

## 文化芸術の振興に向けて

- 1 それぞれの役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
  - (1) 市民の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
  - (2) 文化芸術関係団体の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
  - (3) 本市の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 基本目標達成のための施策の展開
  - (1) 市民が文化芸術を身近に感じられる環境づくりの推進・・・・・・・・ 6
  - (2) 市民の自主的かつ創造的な文化芸術活動の推進・・・・・・・・ 8
  - (3) 文化芸術を活用した市民の郷土愛の高揚・・・・・・・・ 11

## 推進のために

- 1 推進体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 2 施策の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 3 施策の評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

# 石巻市文化芸術振興基本方針について

---

## 1 はじめに

文化芸術は、人々の創造性を育み、表現力を高めるとともに、心のつながりや相互理解を深め、心豊かな地域社会の形成と潤いのあるまちづくりに寄与するものです。

国は、国民の文化芸術に対する関心の高まりを受け、平成13年12月に「文化芸術振興基本法」を制定し、平成14年12月には「文化芸術に関する基本的な方針(第一次基本方針)」を、平成19年2月には「文化芸術に関する基本的な方針(第二次基本方針)」を策定しました。この方針の中で、文化芸術は国民全体の社会的な財産であるとし、個人や民間企業・団体、国及び地方公共団体などが、それぞれが文化芸術の担い手であることを認識し、相互に連携協力して、社会全体でその振興を図っていく必要があるとしています。

平成17年4月1日には、石巻地域1市6町(石巻市・河北町・雄勝町・河南町・桃生町・北上町・牡鹿町)が合併し、新たな石巻市が誕生しました。

これにより、面積は555.64km<sup>2</sup>、人口は167,324人の規模となり、行政執務の領域も拡大し、広範囲にわたっています。

新たな石巻市の特色は、北部と西部は仙台平野に連なる広大な耕地で、中央に一級河川「北上川」が貫流し、東部一帯はリアス式海岸の南三陸国定公園の区域であり、それぞれの地区には、人々の長い歴史の中で育まれてきた独自の伝統文化が根付いています。これらの伝統文化は、有形から無形のものまで多岐にわたっており、私たち市民共有の財産です。そして今後、新たな石巻市が、市民にとって愛着と誇りを持てるまちであり続けるためには、地域の文化を維持し、守り、後世に伝えていく必要があります。

「石巻市文化芸術振興基本方針」は、新たな魅力ある石巻市の創出を目的に、今後、市民、文化芸術関係団体及び石巻市が、お互いの自主性及び多様性を尊重しあいながら、石巻市の文化芸術の振興を総合的に推進していくために策定するものです。

この方針は、文化行政の現状と課題を把握の上、基本理念と文化芸術の振興に向けての基本的な方向性を示し、それぞれ市民の役割、文化芸術関係団体の役割そして行政の役割を通し、その責任を認識しあいながら、連携・協働し、石巻市の文化芸術を総合的に推進していくことを定めるものです。

## 2 基本方針で取り上げる「文化芸術」とは

文化とは、人々の日常の生活や人とのふれあいの中から生まれる有形、無形のものであり、それらは、心と生活にゆとりと潤いを与え、そして、まちに活力と美しさをもたらします。

また、文化は、衣・食・住の中から創造されるものであり、技術、学問、芸術、さらには生活文化やスポーツ、宗教的行事に至るまで、非常に広範囲であり、「人のいき方、そのもの」といえます。このように文化の概念は広範囲であるため、石巻市文化芸術振興基本方針（以下「基本方針」という。）の策定にあたっては、あらかじめ、文化芸術の定義、文化芸術の範囲を示しておく必要があります。

そこで、この基本方針で取り上げる文化芸術の範囲は、以下のとおりとします。

### 基本方針でいう文化芸術の範囲

項 目	詳 細
芸 術	文学、音楽、美術（絵画、彫刻、工芸、書等）、写真、演劇、舞踊（ 1 ）、メディア芸術（映画、漫画、アニメーション及びコンピュータ等を利用した芸術）、その他芸術 1：芸術的鑑賞の対象としての舞踊
芸 能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、舞踊（ 2 ）、歌唱その他伝統芸能を除く芸能 2： 1 以外の舞踊
生活文化	茶道、華道、書道、衣食住にかかる生活様式及びその他生活文化
伝 統 文 化	伝統芸能（神楽、文楽、雅楽、能楽、歌舞伎及び古来の伝統的な芸能） 文化財（史跡、建造物、美術工芸品、工芸技術、民俗芸能、文化的景観等） その他の伝統文化
そ の 他	街並み、景観、自然環境、地域産業、地域の祭礼行事等

## 基本方針について

### 1 文化芸術振興の基本理念

文化芸術は、一人一人の心と生活にゆとりと潤いをもたらし、人と人との相互理解や心のつながりを深めるものです。

これを踏まえ、基本方針においては、市民が文化芸術を身近に感じ、主体となって文化芸術活動に取り組むことを重視します。さらに、市民と行政との協働により地域全体の<sup>注</sup>文化力を高め、生活の中のあらゆる場面において、「心豊かな生活を送り、ここに暮らすことを誇りに想うまち、いしのまき」をつくりあげていくことを基本理念とします。

### 2 文化芸術振興の基本目標

基本理念の達成に向けて、3つの基本目標を定めます。

#### 基本方針で定める基本目標

- (1) 市民が文化芸術を身近に感じられる環境づくりの推進
- (2) 市民の自主的かつ創造的な文化芸術活動の推進
- (3) 文化芸術を活用した市民の郷土愛の高揚

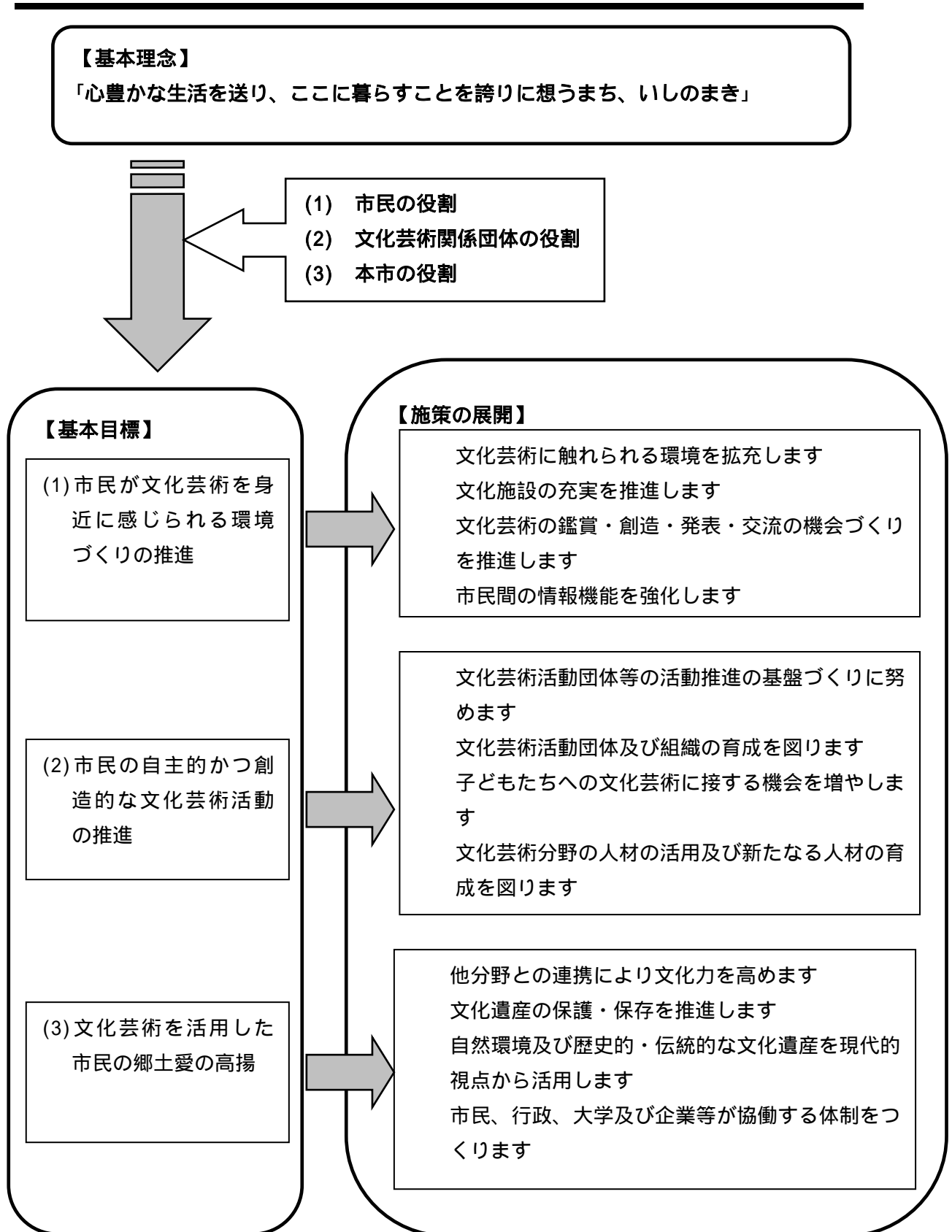
### 3 基本方針の位置付け

この基本方針では、本市の文化芸術振興の基本理念を「心豊かな生活を送り、ここに暮らすことを誇りに想うまち、いしのまき」と定め、達成に向けての基本目標、施策の基本的方向性を、市民、文化芸術関係団体及び本市の役割を明らかにし、総合的かつ計画的に推進していきます。

なお、この基本方針の計画期間は、施行後5年間としますが、社会情勢の変動により、見直しの必要が生じた場合には、適宜内容の見直しと変更を行うこととします。

注 文化の持つ、人々に元気を与え地域社会全体を活性化させて、魅力ある社会作りを推進する力

## 施策体系図



## 文化芸術の振興に向けて

---

この基本方針に掲げる基本理念、基本目標に沿って、文化芸術振興施策を展開し、円滑に推進していくためには、市民、文化芸術関係団体及び本市がそれぞれの役割やその責任を認識しながら、連携、協働していくことが重要です。

### 1 それぞれの役割

#### (1) 市民の役割

まちへの誇りや活力を創りだしていく力の源は、市民であり、そして、まちの中に息づく伝統や文化活動などの担い手は市民です。このことから、市民には、自らの活動を通して個々の持っている独創性を発揮して、まちの文化を向上させ、まちの文化を支えていくための文化的活動が求められます。

#### (2) 文化芸術関係団体の役割

ここでいう「文化芸術関係団体」とは、文化的活動を行う市民団体（文化芸術活動団体）及び企業のことを指します。

市民団体は、文化的活動を行う市民の結集として、より大きな力を発揮し団体としての良さを活かして、地域に活力が生まれる文化的活動が求められています。

また、企業においては、文化的取り組みを積極的に市民に還元することが望まれます。

なお、財団法人石巻市文化スポーツ振興公社は、本市の文化芸術活動を推進する専門的な代表機関であり、文化芸術活動の発信拠点としての役割を担うことが求められます。そのためには常に事業力・企画力・公共性の向上が必要です。同時に、公益法人としての性格上、事業の内容の透明性、公開及び評価が問われます。

#### (3) 本市の役割

文化芸術の振興を進めていく上で、本市は、市民一人一人の自主的かつ創造的な文化芸術活動への参加を支援するとともに、市民及び文化芸術活動団体が、文化芸術を享受するための環境づくりを進めていく役割を担っています。

また、文化芸術の振興が永続的に行われるように、文化芸術の振興を図っていく仕組みを確立することも本市の重要な役割です。

## 2 基本目標達成のための施策の展開

### (1) 市民が文化芸術を身近に感じられる環境づくりの推進

#### 現状と課題

本市には、石巻文化センターや遊楽館をはじめとして、ホールを有する施設がいくつもあり、サンファン館、萬画館等、多様な文化施設もあります。また、旧石巻ハリストス正教会教会堂をはじめとした歴史的建造物や、その地域に根ざした神楽、獅子風流、はねこ踊りなど多くの有形、無形文化財が存在します。

しかし、こうした多種多様な文化芸術は、単一的な活動が多く、施設の連携や異分野交流イベント等の、総合的、効率的な活用が図られておりません。このことから、多くの市民は、興味はあっても、「何処でいつ何をやっているか」という情報を入手することが難しくなっています。

また、文化芸術に触れる機会が少ないことや、あるいは文化芸術に触れていても、それが日常生活の中で慣れ親しんでいるものであるがゆえに、かえって文化芸術の一種であることに気付きにくいということなどもあります。

これらの現状を踏まえ、文化芸術の振興の第一歩として、市民に文化芸術を身近に感じられるような環境整備が求められています。

#### 施策の展開

##### 文化芸術に触れられる環境を拡充します

市民が直接文化芸術に触れることや文化芸術を身近に感じることが、文化芸術振興の第一歩であり、そのためには、文化芸術に触れられる環境づくりが必要です。例えば、施設の空きスペースを利用した文化財や写真等の展示、空き店舗・広場・歩行者天国等を文化芸術活動者へ活動の場として提供するなど、市内の様々なところで文化芸術に触れられる環境を整備することが考えられます。

##### 文化施設の充実を推進します

市民が、文化芸術活動を気持ち良く、継続していくためには、その活動を行う文化施設の設備の充実や常に市民が利用しやすい環境である（使い勝手が良い）ことが必要です。また、市民が利用する文化施設の運営に関わることも、文化施設の充実に大切なことです。例えば、市民の意見を聴取し、反映する仕組みづくりやボランティア活動による<sup>注</sup>ポイント制（地域通貨制度など）を活用することにより、市民の文化施設

注 文化施設の清掃等の文化ボランティアに対し、自治体独自で規定したポイントや通貨を交付し、公演チケットと交換できる制度



に対しての意識や文化施設の運営に刺激を与える相乗効果が期待されます。このような方法が、ひいては文化施設の充実につながるものと考えられます。

### **文化芸術の鑑賞・創造・発表・交流の機会づくりを推進します**

公演や発表会など文化芸術を鑑賞する機会を充実させることは、市民が文化芸術に興味を感じ、文化芸術活動者の創造性が生まれます。また、人と人との交流が世代間を越えて行われることにより、文化芸術が循環するまちとなります。

このため、これまでの鑑賞事業の充実を図るとともに、文化芸術活動への参加に縁遠い層への働きかけや、若い人たち等も文化芸術活動を行う多様な発表の機会づくりを推進します。

### **市民間の情報機能を強化します**

市民が文化芸術を身近に感じられる環境づくりには、文化芸術に関する情報機能を強化する必要があります。市民が必要とする情報をわかりやすく常に入手できる環境を整備すれば、市民が自らの選択によって情報を入手し、文化芸術の活動に役立てることが出来ます。

このため、文化芸術に関するイベント、文化芸術活動団体の活動、文化財等の情報の一元管理を行い、ホームページへ掲載し、市民が情報を入手しやすい体制づくりを進めます。

## (2) 市民の自主的かつ創造的な文化芸術活動の推進

### 現状と課題

市民の自主的かつ創造的な文化芸術活動を推進するためには、多様な文化芸術の総合的受け皿となる組織化と優れた文化芸術の鑑賞が必要となります。文化芸術活動を行う市民や団体等が、主体的な活動を行い、その活動の中から創造性がある文化芸術が育まれるものですが、多様な文化芸術の総合的受け皿として市民や団体が組織化することにより、これまで関わりが少なかった異分野との交流が図られ、その活動の幅が、より広がりを見せます。本市においても総合的な組織として石巻市文化協会があり、文化芸術活動を行う市民や団体の自主的かつ創造的な文化芸術活動を推進する役割を担っております。

しかし、旧1市6町の合併に伴い、平成17年6月18日に各地区の文化協会により設立された石巻市文化協会は、発足して間もないことから、各地区の文化協会による事業が中心となっている現状にあります。このため、総合的な組織運営を行い、効果的な文化芸術振興を図ることが求められます。また、文化協会の会員以外の活動者や団体についても、自主的かつ創造的な文化芸術活動を推進するにあたり、組織化が望まれるものについては、組織化を検討し支援することが必要です。

次に、自主的かつ創造的な活動を推進するにあたり、優れた文化芸術を鑑賞することも必要です。市民は優れた文化芸術を鑑賞することによって刺激を受け、自己の文化芸術活動に自主性や創造性が育まれます。こうした鑑賞事業は、財団法人石巻市文化スポーツ振興公社が企画し、提供してきましたが、市民の文化芸術に対するニーズは多様化しており、新たな事業展開が求められます。さらに、子どもの頃から優れた文化芸術に触れる機会を増やすことによって、その子どもたちの新たな文化芸術分野を育むことになり、将来の自主的かつ創造的な文化芸術活動に繋がります。特に、優れた文化芸術を鑑賞するだけでなく、直接触れることができる体験型事業を積極的に取り組むことが重要です。

### 施策の展開

#### 文化芸術活動団体等の活動推進の基盤づくりに努めます

市民の自主的かつ創造的な文化活動を推進するためには、文化芸術活動を行う市民や団体の活動を支援する必要があります。しかし、従来のような行政の主導型支援では、自主的かつ創造的な文化芸術活動は生まれません。個人や団体が自主的に組織化することによって、個人は団体への帰属意識を持ち、個々人の多様な努力と知恵の結集により、団体の持続的運営が図られます。また、団体の自主的運営は、行動の補足

として団体間交流を活発化させ、本市の文化芸術活動を総合的に引き上げることとなります。したがって、文化芸術活動団体の主体性を高める文化財友の会や文化活動愛好会等の基盤づくりに努めます。

### 文化芸術活動団体及び組織の育成を図ります

本市には、多様な文化芸術活動団体や組織が存在しますが、専門的な組織としては、財団法人石巻市文化スポーツ振興公社があり、これまで、鑑賞事業やイベント等、様々な文化芸術に関する事業を展開してきました。また、文化芸術活動を行う市民や団体に組織化した団体としては、石巻市文化協会があります。同協会は、地域単位で活動する各文化芸術活動を行う市民や団体等の活動や、各地域で開催する芸術文化祭等を支援しております。これらの団体は、様々な事業を実施しておりますが、市民が求める文化芸術活動は多様化しており、これまでの活動や運営にとらわれない、新しい視点に立った事業展開が望まれております。このため、各団体が、それぞれの役割を明確にするとともに、本市及び各団体間が、これまで以上に連携を強化し、文化芸術活動を展開する必要があります。

次に、石巻市文化協会に属さない文化芸術活動を行う市民や団体についても、自主的かつ創造的な文化活動が求められます。そのためには、あらゆるジャンルの文化芸術が交流することにより、その文化芸術活動において、自主的で創造的な文化芸術活動が育まれます。こうしたことから、行政が主催のイベントへの参加や、財団法人石巻市文化スポーツ振興公社が新たに企画する事業への参加等、あらゆるジャンルの交流が図られる機会を提供します。

### 子どもたちへの文化芸術に接する機会を増やします

子どものころから優れた文化芸術に触れることは、感性を磨くことになり、新たな文化芸術分野の開拓等、子ども一人一人の創造性を育むこととなります。そのためにも、優れた文化芸術に触れる機会を積極的に取り入れ、さらには、<sup>注</sup>アウトリーチのような体験型芸術鑑賞事業を取り組むなど、子どもたちへの文化芸術に接する機会を推進していきます。

### 文化芸術分野の人材の活用及び新たな人材の育成を図ります

自主的かつ創造的な文化芸術を推進するためには、その分野に秀でた人材の活用が重要となります。文化芸術に関する講座での指導、公演会での発表、学校への指導者としての派遣等、市民に広く文化芸術を伝える担い手として、芸術家や専門家、文化芸術活動に積極的に取り組む市民を掘り起こし、その人材の活用を図ります。

注 芸術家等を学校や福祉施設へ派遣し、文化芸術を間近に触れる機会や派遣者との交流を行う事業

次に、文化施設の充実や文化団体の育成に重要な<sup>注</sup>アートマネジメントができる人材として、<sup>注</sup>アートマネジャーを育成します。このアートマネジャーは、文化芸術活動を充実させるため、文化芸術活動を行う者だけではなく、文化芸術の創り手と受け手をつなぐ役割や文化施設や文化団体等の運営やそれら関係する者の資質の向上を図ること等を担う者であり、こうした人材を積極的に育成します。

注 文化芸術活動の企画・運営のこと

注 文化芸術活動の企画・運営を行う専門家

### (3) 文化芸術を活用した市民の郷土愛の高揚

#### 現状と課題

文化芸術の振興を推進するうえで欠かせないことは、市民一人一人が、このまちに暮らしていることの誇りと愛着です。これまで、市内の文化財の紹介は、広報紙への掲載や実際に現地に足を運ぶ文化財めぐりを行うことにより、対応してきましたが、市民が生活の様々な場面で文化芸術が繋がっていることを認識し、自分達が暮らしているまちに、より一層の誇りと愛着を育むためには、行政主導から市民主導への転換が求められています。

したがって、市民、行政、大学や企業が協働し、文化芸術を振興することが喫緊の課題であります。

#### 施策の展開

##### 他分野との連携により文化力を高めます

文化芸術の振興を図るためには、市民が意識の中に文化芸術が常に感じられ、心豊かな生活を送れることが重要です。そのためには、文化芸術が生活の様々なところで繋がりがあるといった視点が必要です。例えば、環境や福祉といった様々な分野における、文化芸術の関わりやあり方を考えるシンポジウムなどを開催し、文化芸術はまちづくりの原動力であるという市民意識を高めるといったことが考えられます。

##### 文化遺産の保護・保存を推進します

文化財及び伝統芸能等の文化遺産を保護・保存し、次世代に継承するとともに、市民の文化遺産に対する関心を高め、郷土を愛する心を醸成することは、本市の文化芸術の振興にとって大変重要なことです。

そのためには、市内に散在する各種文化財の現況を把握するため、調査・研究を進めるとともに、文化財を保護・保存し、その成果を情報の一元管理により、分かりやすく市民に提供することが考えられます。また、神楽、獅子風流、はねこ踊りなどの伝統文化の継承のために、実践活動や後継者の育成を支援することなどが考えられます。

##### 自然環境及び歴史的・伝統的な文化遺産を現代的視点から活用します

本市に残る豊かな自然や先人が築き上げた歴史的な文化遺産、その地域に伝わる生活文化などを、市民が身近に感じることにより、生まれ育った市民の原風景として、市民一人一人がここに暮らすことを誇りに想えるようになります。そのためには、豊

かな自然環境、歴史的な文化遺産、古くから伝わる生活文化などを、直接触れられる体験や観光資源として活用することが必要です。例えば、「地域のことはその地域に住んでいる人が一番よく知っている」という認識のもとに、本市独自の学芸員として位置付け、<sup>注</sup>地域学芸員を配置し、地域の文化財の保護や活用を図ることや、市民に対する歴史学習の場を提供することなどが考えられます。

### 市民、行政、大学及び企業等が協働する体制をつくります

市民（個人・団体）、行政、大学及び企業等（財団法人石巻市文化スポーツ振興公社も含む）は文化芸術活動の主体であり、知的、人的など様々な面で文化芸術の資産といえます。それぞれが協働して文化芸術の振興を推進することにより、市民一人一人の文化芸術活動に対する参加意識の高揚を図り、郷土に対しての誇りと愛着を感じられるまちを目指します。

例えば、文化芸術の支援において、<sup>注</sup>企業メセナの考え方を市民に理解を求め、<sup>注</sup>市民メセナ基金を創設することで、文化芸術事業の人的支援、場所や作品等を提供する物的支援及び寄附や協賛等の経済的支援を行うことにより、文化芸術活動への参加意識を高めることができます。このように、市民一人一人が、自分たちのまちの文化を支える自負心を持つことは、文化芸術の振興に大いに繋がると考えられます。

注 地域の文化や歴史に詳しい市民を自治体が養成、配置し、文化財関係事業等に参画し活動する。

注 メセナとは芸術文化支援という意味であり、地域にある企業はその地域社会の一員であり、利益を社会に還元すべきとの概念から生まれた、企業の行う芸術文化支援のこと

注 上記の企業メセナの考えを拡大し、市民、文化芸術活動団体、企業及び自治体等からなる市民協働による芸術文化支援のこと

## 推進のために

---

### 1 推進体制の整備

これまでの文化行政は主に教育委員会で実施してきましたが、文化芸術の振興を効果的かつ計画的に推進するためには、庁内各部局との連携を強化し推進していきます。

また、本市、財団法人石巻市文化スポーツ振興公社並びに石巻市文化協会がそれぞれ役割を明確にし、連携していくことと、市民やこれらの団体、NPO法人等が各々の特性を活かし、協働して推進していくことが重要であります。

よって、文化芸術活動に関わるネットワークの構築を図り、文化芸術の振興の推進体制を整備していきます。

### 2 施策の進行管理

基本方針を策定することは、本市の文化芸術振興のために重要なことではありますが、この基本方針で示した施策が効果的かつ計画的に実施され、基本理念や基本目標の実現に向かっているかどうか、その進行管理を行うことも重要なことです。そのためには、施策の点検、見直し、評価と進行管理を行い、それぞれの施策ごとに成果と指標を定め、進行管理を行う組織が必要と考えております。

### 3 施策の評価

本市は、市民の文化活動を支援するという立場から、文化芸術振興について補助事業や委託事業なども含め、いくつかの施策を展開しておりますが、これらの施策が市民の文化活動にどのような成果を上げ、文化芸術の振興に寄与しているかを評価する必要があり、そのための評価システムを構築し、その評価に基づいて施策を再検討する必要があります。

また、行政がその公的支援について市民側から評価を受けるとともに、施策に市民の意思を反映するシステムづくりにも取り組む必要があります。